

(3) 内閣府と関係府省庁との間での調整の対象としない提案 (31件) (※)

(※) 提案募集の対象外である提案や具体的な支障事例が改めて示された場合等に検討の対象とする提案

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
11	関西広域連合	×	×	×	広域行政ブロック単位の広域連合は都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、広域連合の中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」(各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合をいう。以下同じ。)は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。	広域行政需要に適切かつ効果的に対応するだけでなく、国からの権限移譲の受入体制をも整備するという広域連合制度の趣旨にもかかわらず、当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は存在しない。提案募集方式においても、当広域連合の提案で国の事務・権限の移譲が実現した事例は皆無である。 過去の当広域連合提案においても、全国一律である必要がある、一部地域のみには移譲できない、として事務・権限移譲を認めないとするなど、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 このため、構成団体からの事務持ち寄りや国出先機関の「丸ごと移管」を車の両輪として広域ブロックの課題を自らの意思と責任で解決していくことを目指し、平成22年に設立された当広域連合は、未だに本来のスタートラインに立つことができていない。あわせて、国においては、国際社会における国家としての存立にかかわる事務をはじめとする国が本来果たすべき役割に重点化できていない状況が続いている。 現行の法制では「国—都道府県—市町村」という行政体制が確立されており、国と地方の役割分担の中で広域ブロック単位の行政主体の存在が全く顧慮(オーソライズ)されていないが、提案募集方式において国からの権限移譲実現事例が規制緩和と実現事例と比べて大幅に少ないことに見られるように、府省が権限移譲に対して積極的ではない中で、広域連合制度の趣旨を実現するには、まず、広域行政ブロック単位の広域連合の役割のオーソライズが欠かせないものとする。これに関して、第34次地方制度調査会において、国・都道府県・市町村間の役割分担等について諮問がなされており、国においても行政体制の在り方を見直す必要性を認識されているものとする。 また、昨年9月に国において、都道府県域を越えた官民連携の取組を「広域リージョン連携」と位置付け、交付金等で支援する方針が示されたことを受け、関西を含め全国各地で7つの広域リージョンが宣言を行っている。こうしたことから、都道府県の枠を越えた広域単位で一体的に取り組むことにより相乗効果を生み出す、当広域連合のような広域行政ブロック単位の広域連合が果たす役割の重要性が益々高まっていると考えられる。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
12	関西広域連合	×	×	×	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等	国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求める。あわせて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとするの明確化を求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(同法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されている。 このため、要請権を行使しようとする広域連合側には、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体から持ち寄ることに関する構成団体の合意形成、広域連合規約の変更(全構成団体議会の議決が必要)等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されるとするのみで、処理スキームは全く整備しておらず、要請を受け入れないと判断してもその理由を公表する義務もない。 このように、現行制度が「密接に関連する事務」に限定するのは、現実的かつ真摯な権限移譲要請の担保、要請受入後の実施体制整備といった趣旨とされるが、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く釣り合っておらず、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見出せなく、徒労に終わる可能性があることから、活用しづらい制度となっている。 一方で、昨年9月に国において、都道府県域を越えた官民連携の取組を「広域リージョン連携」と位置付け、交付金等で支援する方針が示されたことを受け、関西を含め全国各地で7つの広域リージョンが宣言を行っている。こうしたことから、都道府県の枠を越えた広域単位で一体的に取り組むことにより相乗効果を生み出す、当広域連合のような広域行政ブロック単位の広域連合が果たす役割の重要性が益々高まっていると考えられる。	令和7年に類似の提案があり、関係府省庁と協議したものの閣議決定に至らず、本提案においてその後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。また、新たに追加された提案内容(「求める措置の具体的内容」後段部分)についても、広域連合から国への要請が行われておらず、制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため。
13	関西広域連合	×	×	×	広域連合制度において国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区(仮称)」及び「実証実験要請権」の導入	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、国の事務・権限の移譲の実現を図る具体的手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区(仮称)」の導入を求める。 あわせて、実証実験の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、実証実験の実施に同意するものとする「実証実験要請権」の導入を求める。	当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は未だ存在せず、制度創設時、国が地方に権限を移譲したがない実情から見て非常に楽観的な制度設計であると危惧されたとおりになっている。 過去の当広域連合提案でも、地方分権特区(仮称)の具体的な姿の一つとして、高等教育機関及び就職先となる企業に関する国の権限移譲等6項目を総合的なパッケージとして提案した「職業人材活躍特区(仮称)」のうち、1項目について「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの、その内容は、移譲後に当広域連合が実施を予定していた事項を所管府省において実施するため権限移譲は認めない、とするものであった。このことから、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 移譲の可否を机上で検討するだけでは、移譲に伴う危惧を列挙して移譲不可の結論を導くことは容易であり、現行制度には移譲の可否を客観的に検証できる具体的手段が欠如している。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
39	袖ヶ浦市、成田市	○	○(3)	×	マイナンバーカード更新の完全オンライン化	<p>マイナンバーカードの更新を汎用的な電子申請フォーム等を活用することにより、本人の来庁を不要とする完全オンライン化を許容するよう提案する。</p> <p>個人番号カードの交付については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項及び同施行令第13条第4項に基づき、交付申請者に対し、出頭を求め交付するものとされている。</p> <p>また、施行令第13条第4項ただし書にて、(いわゆる経由地市町村方式による交付である。)住所地市町村が指定する場所に出頭したときには、住所地市町村の事務所に出頭することなく個人番号カードを交付することができることとされている。</p> <p>さらに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条では、「申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。」とされている。</p> <p>上記に加え、第6条第4項では「申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。」とされている。</p> <p>ここで、現在有効な署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書が格納されている個人番号カードを所持する者に限り、施行令第13条第4項で定める「住所地市町村が指定する場所」として、「相手方の電子情報処理組織」を指定し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第17条第1項第6号の規定に基づく主務大臣認定事業者による署名検証業務を委託してサービスを提供している事業者(SP事業者(例: xID株式会社))を通じて必要な事項を入力し、当市で審査のうえ、個人番号カード交付事務処理要領等の規定上の支障がなければ郵送等により本人の住所地に対して個人番号カードの交付を行うことができると考えるため、既存の枠組みを用いてマイナンバーカードの更新を本人の来庁を求めることなく完全にオンラインで完了させる方法を許容するよう提案する。</p>	<p>令和7年度は制度開始10年を経過したことによるマイナンバーカード更新が急増し、当市の手続件数はそのうち半数以上がカード更新(2015年にカードを取得した者の更新)である。</p> <p>また当市では株式会社トラストバンクのLoGoフォームを用いた電子申請を推進しており、制度主旨を損なわない形で行政業務の簡素化の観点から求める措置の具体的な内容に記載した手法を提案する。</p>	<p>令和6年に類似の提案があったが、関係府省庁より、「なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている」等の見解が示されており、本提案において、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。</p>

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
40	袖ヶ浦市	○	×	×	マイナンバーカード追記欄の廃止	マイナンバーカードの追記欄への追記の契機を氏名・生年月日・有効期限変更のみとし、住所変更時の追記を廃止したい。 提案の概要は以下の通り。 マイナンバーカードの追記欄は基本4情報や有効期限の変更があった場合にインクリボンやインクジェットを用いた専用のプリンターによる印字か、職員による手書きで追記を行っている。 現行のマイナンバーカードの追記欄は4行であることから、氏名の変更・生年月日の変更・有効期限の変更時のみを追記の契機とし、住所変更時は追記を行わないものとする。 金融機関等に住民がマイナンバーカードを本人確認書類として提示する場合は、カードを読み取ることでより実施するものとし、現行の単に券面に記載された住所を視認する運用を改めるものとする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第8項において、「8 第六項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(次項及び第十一項において「住所地市町村長」という。)に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合において、前項の規定を準用する。」とされていることから、転入届や転居届出時にマイナンバーカードの追記欄へ住所等の追記を行っている。(以下、追記処理という。) 追記処理は職員による手書きまたはカード券面にインクリボン等を用いて印字するプリンターにより記載するが、マイナンバーカードの発行拠点によって追記欄の凹凸が著しく異なるなど、記載が困難であるものが多数存在する。 印字の薄さや手書き記載により金融機関等の民間の提出先において本人確認書類として認められない事案が多数発生しており、住民生活に支障をきたしている。	令和5年に類似の提案があったが、関係府省庁より、「券面の氏名、生年月日、住所、顔写真の記載については、現在、官民の様々な場面において、カードが対面での本人確認書類として利用されており、その際必要な情報となる」等の見解が示されており、本提案において、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改め議論すべき論点が明確に示されていないため。
42	袖ヶ浦市、成田市	○	×	×	住民票の写し等の証明書発行につき第三者による発行を原則禁止	住所が記載される証明書(住民票の写し、戸籍の附票の写しなど)の発行制度を原則廃止し、本人及び同一世帯員からの証明書請求以外は認めない制度の構築を提案する。 提案の概要は以下の通り。 証明書の発行は本人または本人と同一世帯の者にのみ認め、委任状による第三者への交付を一切認めない。 証明書の提出先が行政機関・司法機関の場合は、情報提供ネットワークシステムを利用した情報提供・情報照会または公用請求により提出先となる機関が取得する。 証明書の提出先が金融機関等の場合は、本人のマイナンバーカードのICカードを読み取る等により確認を行うことを原則とし、本人に証明書を求めない。ただし、本人がマイナンバーカードを所持していない場合は、提出先の金融機関等が直接市区町村に対し証明書を取得する。 自己の権利を行使または義務を履行する者については、現行制度通り正当な権利または義務を示す契約書等を市区町村に対し示したうえで請求を行うものとする。	住民基本台帳に係る支援措置申出制度(以下、単に「支援措置」という。)が創設され約20年が経過した。制度開始当初は本制度の意義は十分にあったと思料しているが、20年が経過し多くの市区町村で支援措置対象者が増加するとともに相手方(加害者)へ被害者情報を誤って通知してしまうミスが多発している。これは複数人チェックが機能していないことも原因だが、制度そのものにも以下の原因があり、誤りを誘発する制度の仕組みとなっている。 具体的には、 全ての支援措置情報のやり取りは紙面または電話によるやり取りのみ。 1年ごとに更新するため、手続き件数が非常に多い。 通常数か月で支援措置対象者の状況が変わる場合は限られており、対象者は増加する一方にある。 現行制度上債権者や特定事務受任者への支援措置対象者の住民票の写しの発行を行わなければならない、そこから相手方へ被害者情報が渡る可能性が大いにある。 の4点が挙げられる。 よって、住所が記載される証明書(住民票の写し、戸籍の附票の写しなど)の発行制度を原則廃止し、本人及び同一世帯員からの証明書請求以外は認めない制度の構築を提案する。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
43	袖ヶ浦市	○	×	×	戸籍事務に係る財政の平準化	戸籍事務に係る全ての費用を補助金により市区町村へ交付することを提案する。 提案の概要は以下の通り。 基準収入需要額の算定項目における「戸籍数×〇円」に相当する額を全ての市区町村に対し補助金として交付する。	戸籍事務は第一号法定受託事務として、全国一律の統一的執行が求められている。 また、戸籍情報は、数世代に渡り日本国民の親族関係を公証するのみならず、日本国籍を有していることを証明するものである。 一方で、地方交付税措置により一部の財政的措置が講じられているが、地方交付税不交付団体には何ら財政的措置がなく、著しい不平等が生じている。 戸籍情報は、マイナンバー制度や広域行政サービスを支える国家的基盤として活用されている。そのため、市区町村が必要とする経費については、市区町村ではなく国が主体的に責任を負う枠組みを明確化することが、地方自治の本旨および制度の持続可能性の観点からも合理的である。	予算事業の新設提案であり、提案募集の対象外として整理されたため。
51	村上市	×	×	○	辺地に係る総合整備計画の策定における人口要件の緩和	辺地に係る総合整備計画の策定において「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第1条」の人口要件を50人以上から、実態に即した要件への緩和を求める。	全国的に人口減少が加速する中、地域間格差の是正を目的とした『辺地に係る総合整備計画』において、辺地債の活用を検討する事例がある。しかし、現行制度では辺地の要件として『人口50人以上』という基準が設けられているため、辺地地点数が100点以上であっても、人口要件を満たさないことを理由に対象外となり、辺地債を活用できない集落が存在する。 今後、さらなる人口減少が予測される中、現状の制度では本来、支援を必要とする集落が制度の対象外となり、地域間格差の是正という辺地債の目的を果たせなくなってくる。については、現状の実態に即した支援を可能とするため、人口要件(50人)の緩和等の見直しを求めるものである。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
54	村上市	×	×	○	地方を支える地方交付税制度	普通交付税の基準財政需要額の算定においては、人口密度に加え、集落の分散状況や行政区画の広大性といった地域の実情が適切に反映されるよう、新たな補正制度の導入を図る必要がある。あわせて、現行の人口密度補正及び経常態容補正についても、補正率や対象費目の拡充を図り、実態に即した算定となるよう見直しを求める。	当市においては、人口減少が急速に進行しており、税収が減少する一方で、高齢化の進行に伴う福祉・医療需要の増加などにより、人口減少下においても行政需要はむしろ拡大している。このため、持続可能な行政運営の確保が大きな課題となっている。特に、若年人口の減少に伴う地域経済の縮小や担い手不足の進行により、従来と同様の行政サービス水準を維持することが困難となりつつある。 こうした状況に加え、当市は面積が広大で集落が広く分散していることから、道路・除雪等のインフラ維持、福祉・医療サービスの提供、行政サービスの展開において、人口規模に比して著しく高いコストを要する構造となっている。すなわち、人口が減少しても行政コストは比例して減少するものではなく、むしろ一人当たりの負担は増大する傾向にある。 地方財政は、普通交付税をはじめとする地方交付税制度を基幹として成り立っており、当市のように人口減少が進む自治体においては、その重要性は一層高まっている。しかしながら、現在、普通交付税の基準財政需要額の算定においては、一部の費目に人口密度に応じた補正が講じられているほか、本庁と支所間の距離について経常態容補正として考慮されている費目があるものの、その対象や補正率は限定的であり、面積の広さや集落の分散性といった実態を十分に反映したものとはなっていない。 このため、人口減少と地理的条件が複合的に影響する当市のような自治体においては、行政運営の持続性を確保するための制度的対応が不可欠である。 具体的には、人口密度に加え、集落の分散状況を考慮した補正制度の導入並びに補正率の引上げ、さらに当該補正の適用範囲の拡大を図ることにより、実態に即した基準財政需要額の算定が行われるよう見直しを求めるものである。	国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外として整理されたため。

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
64	江戸川区	○	×	○	少額随意契約の基準額の引上げについて	指定都市を除く市区町村における工事又は製造の請負に係る少額随意契約の基準額を、指定都市並みに引き上げること。	近年、資材価格高騰等の建設業界を取り巻く環境変化が著しく、公共工事における契約金額は大きく上昇しており、そのような背景から、令和7年4月1日施行の改正自治令により市区町村の基準額が引き上げられました。しかしながら、少額随意契約が可能な工事等については、近年の資材価格高騰等の建設業界を取り巻く環境変化をさらに踏まえる必要があること、また、そのような建設業界の影響を受けることに関しての自治体規模による差はないことから、指定都市を除く市区町村における工事又は製造の請負に係る少額随意契約の基準額をさらに見直すことが必要と考えます。	平成30年に類似の提案があったほか、地方自治法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第94号)により見直し(引上げ)が行われ、令和7年4月1日から適用(国においても同様)されており、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
102	愛知県、秋田県、全国知事会	○	×	×	男女共同参画による防災・減災に向けた災害対策基本法の改正	災害対策基本法の第15条第5項の改正及び昭和37年10月18日付け消防庁総務課長通達の廃止(災害対策基本法第15条第5項第1号から第4号に基づく防災会議委員については、当該機関の職員のうちから都道府県知事等(地方防災会議の会長)と協議の上、当該指定地方行政機関の長又はその指名する職員を充てることのできるよう改正)	令和7年7月に修正された防災基本計画では、「地方防災会議の委員のうち、いわゆる1号委員に占める女性の割合が高まるよう、関係省庁に周知すること、新たに追加されている。また、第6次男女共同参画基本計画(令和8年3月13日閣議決定)では、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合を30%とする成果目標が掲げられるとともに、具体的な取組として「地方防災会議委員のうち、「指定行政機関の長又はその指名する職員(1号委員)」の選定について、関係省庁に対し、弾力的な女性の登用を促す。【内閣府】」ことが、新たに追加されている。しかしながら、都道府県防災会議の委員については、災害対策基本法第15条第5項各号で定められており、このうち第1号から第4号に基づく委員については、「指定行政機関の長」など職により指定されており、女性がわずか4.8%(1/21人)に留まっている。(第1号は「長又はその指名する職員」となっているが、昭和37年10月18日付け消防庁総務課長通達により、指定行政機関等が所在する都道府県の場合、「長」以外は委員とできない旨の解釈通知があり、「長」以外の職員を指名することができない。)このため、第6次男女共同参画基本計画に基づき、内閣府が関係省庁に働きかけを行ったとしても、災害対策基本法及び通達により、関係省庁が指定地方行政機関の所在する都道府県において「弾力的な女性の登用」に向けた委員選定を行うことはできない。なお、本提案に類似した提案として、令和6年に埼玉県、福島県が提案した「都道府県防災会議の委員に係る要件の見直し(管理番号278)」があり、その対応方針について同年12月24日に閣議決定がされているが、当該閣議決定後に、新たな男女共同参画基本計画が閣議決定されるなどの大きな情勢の変化があったことから、法令及び通達の改正・廃止について、改めて関係府省庁における調整を求めるものである。	令和6年にあった類似の提案を踏まえ、都道府県防災会議における女性委員の積極的な登用に向けた通知が発出されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過しておらず、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
110	青森県、福島県、北海道東北地方知事会	×	×	○	と畜場法に基づくと畜検査員任命要件の緩和	と畜場法に基づくと畜検査員を都道府県の職員でない獣医師に命ずることができるよう要件の緩和を求める。併せて、食鳥検査で導入されている指定検査機関制度に類する検査制度の導入を求める。	輸出食肉の検査において、国が相手国と協議し定めた取扱要綱等に基づき、国に指名されたと畜検査員(指名検査員)が、とちく検査及び輸出認定施設(と畜場及び食肉処理施設)における衛生管理に対する監視や実施状況の検証を行うこととされている。と畜検査員は、と畜場法第19条で都道府県の職員のうちから命ずることとされており、現行制度では、指名検査員になるためには、都道府県職員であることが必須条件となっている。一方、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥検査においては指定検査機関制度が運用され、都道府県職員でない獣医師により検査が実施されている。県内では、令和7年5月には、県内初となる対米等輸出食肉施設が認定され、また、新たに対米等輸出を目指す大規模な食肉処理施設を整備する計画(令和11年度目途)が進められている。輸出食肉認定施設においては、国内法に加え、相手国が要求する検査や証明書発行等が上乗せされており、従事する獣医師職員の業務負担が増大している。しかしながら、当県の獣医師職員の確保は極めて厳しい状況が続いており、業務負担の増加や人員の制約が牛肉輸出拡大のボトルネックとなることが大きく懸念される。よって、と畜場法に基づくと畜検査員を都道府県の職員でない獣医師に命ずることができるよう要件を緩和することで、食鳥検査における指定検査機関制度を準用することができ、輸出体制を含めた検査体制を確保することが可能と考える。	令和3年、令和7年に類似の提案があったが、いずれも任命要件の緩和には至っておらず、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
121	海南市	×	×	○	相続人不明土地等における筆界特定制度の運営範囲拡大	相続財産管理人が存在しない等の理由により筆界未定となった土地に係る筆界特定制度の運営範囲の拡大	相続財産管理人が存在しない等の理由により管理者が不在の土地については、土地の境界の確認者が不在のため国土調査事業において筆界未定となり、地図上にも境界(筆界)が表記されず、また、その土地の隣接地も筆界未定として処理されることから、地図上に境界(筆界)が表記されない。隣接土地の所有者としては、自己土地も筆界未定となるため、実質的に売買契約が成立しない状況にあると苦情を受けている。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
147	川崎市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	×	×	×	都市農地の贈与税・相続税納税猶予制度の拡充	畜舎、農業用倉庫や農作業休憩施設等の農業用施設及び農業用施設用地を、贈与税・相続税納税猶予の対象とするよう制度の拡充を求める。 また、市街化調整区域で公共性の高い市民農園、学童農園及び福祉農園として貸し付けた農地を、贈与税・相続税納税猶予の対象とするよう制度の拡充を求める。	【現行制度について】 贈与や相続時の税負担を軽減し、農業継続を確保するため、贈与税・相続税納税猶予制度(以下「納税猶予制度」という。)が設けられており、市街化調整区域内及び生産緑地内の農地が対象となっている。 しかし、農業用施設及び農業用施設用地は、納税猶予制度の対象外となっている。また、市街化調整区域で市民農園、学童農園及び福祉農園として貸し付けた農地も、納税猶予制度の対象外となっている。 【支障事例】 都市農業は、単に農産物を生産するだけでなく、防災空間の確保など多様な機能を担っており、とりわけ都市部においては、都市の安全性や環境の質を支える重要な役割を果たしている。 都市農業においては、市街化が進展する街区の中に点在する狭小農地で生産が行われていることから、畜舎、倉庫、休憩施設等の農業用施設が作業の効率化等のため重要となっている。また、近隣住民の購買の利便を図るため、直売施設を設置するなど、農業者による取組の工夫がなされている。 しかし、これらの農業用施設及び農業用施設用地は納税猶予制度の対象外であることから、農業者の農業意欲ややりがいの低下を招くだけでなく、納税対策としての農地転用を伴う売買等も招き、農地の減少につながっている。 また、市民農園、学童農園及び福祉農園は、所有者が農地を貸し付けることで農地管理の負担が軽減される効果があるとともに、市民の農業への理解促進や健康増進、生きがいづくり、地域交流等の貴重な場となっており、地域から求められる公共性の高いものとなっている。 しかし、市街化調整区域においては、これらの市民農園等として貸し付けた農地は納税猶予制度の対象外であることから、新規開設の支障となっているとともに、所有者が農地管理の負担から農業の継続を断念し、耕作放棄地の発生や他用途への転用を招くなど、農地の減少につながっている。	税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外として整理されたため。
150	川崎市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、静岡市、名古屋市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	×	×	○	消防防災ヘリコプター操縦士における専任機長の安定確保のための支援	専任機長としての乗務要件である機長時間1,000時間に早期に到達できるよう、例えば、国において専任機長を養成する機関を設けるなど、消防防災ヘリコプターの運航団体が操縦士を安定的に確保することを支援するシステム・仕組みの構築を求める。	【現行制度について】 消防防災ヘリコプターを運航する地方自治体は、令和元年に総務省消防庁により制定された、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に基づき運航を行っている。同基準第7条により定められる専任機長の乗務要件として、「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム(令和2年6月15日消防庁広域応援室)」により、1,000時間の機長時間が求められることとなっている。 【支障事例】 操縦士の資格を取得してから、機長時間が1,000時間に到達するには相当の年月を要するため、専任機長を確保することが全国的に課題となっている。消防防災ヘリコプターについては、基準により2人操縦士体制となっており、そのうちの1人は専任機長とされているため、専任機長が不在の場合は、消防防災ヘリコプターの運航ができない状況も想定される。 【補足】 本提案は、専任機長の充足による安定した消防防災ヘリコプターの運航のために、専任機長の乗務要件を早期に満たすことができるような仕組みの構築を求めるものであり、例示として挙げた養成機関の設置等に限定されるものではなく、必ずしも予算事業の新設を求めるものでもない。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
161	神奈川県、横浜市、鎌倉市、小田原市、綾瀬市、二宮町	○	○(3)以外	○	鳥獣の捕獲等の許可等に係る捕獲情報収集システム及び許可証等発行サブシステムの改修に係る追加提案	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律における鳥獣の捕獲等の許可及びそれに伴う事務に係る捕獲情報収集システムの許可証等発行サブシステムについて、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(令和7年12月23日閣議決定)」において「令和10年度中を目途にオンライン申請の仕組みを構築する方向で検討」という方針が示されているところではあるが、県民や県内事業者が当システム上で入力し、都道府県・市町村で統一的に管理し、その申請内容を反映した許可証を出力・交付するのみで事務が完結し、加えて許可証の電子交付も行えるよう電子署名等も含めた機能を具備する必要があると考える。 加えて、電子許可証の実現においては、提示や返納規定についても整備する必要がある。	本県では、指定都市含む全33市町村に対して、一部の鳥獣種に係る鳥獣の捕獲等の許可及びそれに伴う事務について移譲している。 許認可等に当たっては、申請者から郵送等の申請に基づき、各市町村がExcelやWordに転記して許可証を作成しているため、転記作業及び内容確認に時間がかかっている。	令和7年の類似の提案に係る対応方針に基づき検討中の内容であり、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
164	京都市	○	○(3)	×	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書について、V Cの仕様によるトラストサービスによって請求、交付、第三者への提供、第三者による検証・保管まで、電子的な手段により一気通貫で行うことが可能となるよう法令、要件、ルールを整備するほか、市民及び事業者等が安心して利用できるようサービスの信頼性の観点から国又は公的な機関がサービスのプラットフォームの構築、提供	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書について、V Cの仕様によるトラストサービスによって請求、交付、第三者への提供、第三者による検証・保管まで、電子的な手段により一気通貫で行うことが可能となるよう法令、要件、ルールを整備するほか、市民及び事業者等が安心して利用できるようサービスの信頼性の観点から国又は公的な機関がサービスのプラットフォームを構築し、提供すること。	<p>【現行制度について】</p> <p>住民基本台帳法を根拠とする証明書は、請求者本人に係る最新の基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)のほか、続柄、戸籍、世帯員の異動、住所の履歴等の情報を公に証明する証明書であり、戸籍法を根拠とする証明書は、家族関係や身分関係、本籍地が日本にあることを公に証明する証明書である。どちらも契約手続や相続手続、所有財産の名義変更手続等において官民間問わず広く利用されている。利用に当たり、請求者は地方公共団体から交付を受けた証明書を契約等の相手方へ提供し、提供を受けた者は証明書を検証し、保管している。</p> <p>【支障事例】</p> <p>住民基本台帳法を根拠とする証明書は同法において書類として規定されていること等から紙での交付に限定されており、交付以降、提供のための持参や郵送、偽造されていないことの確認による真正の検証の負担が生じている。また、証明書の保管、廃棄を適正に行うことによる負担も生じている。戸籍法を根拠とする証明書は、法令による規制はないため、行政機関の窓口やオンライン上での行政手続において戸籍電子証明書や除籍電子証明書を利用する場合以外についても、自治体において技術的な環境を整えればオンラインによる交付は法令上可能であるが、令和8年3月19日に一般社団法人デジタルトラスト協議会が公表した「データスペースにおけるトラスト 概要と用法、今後の課題」において「デジタル社会を支える基盤として、信頼性を担保するトラストフレームワークの整備は、国家レベルの喫緊の課題」、「特に VC については国内において発行基準の策定が遅れていることが大きな課題となっており、早期のルール整備が必要」と指摘されているように、オンライン交付やその後の活用における真正性、安全性、信頼性の要件が未整理である。市民からすると証明書の交付を受けることは直接の目的ではなく、公証される属性情報の提供までが証明書の仕組みの本質である。そのため、社会全体でデジタルの恩恵を享受するためには、交付だけでなく提供、検証、保管の全ての段階をデジタルで実現すべきである。現在の紙の証明書が極めて高い信頼性を持つのは行政が発行主体である点において担保されているところ、デジタル証明書では発行元だけでなくトラストサービスへの信頼も重要である。これらについて必要な整理やルール整備がされておらず、実現に向けた具体の検討が困難である。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>W3C(World Wide Web Consortium)の規格であるIHVモデルのVC(Verifiable Credentials)であれば個人情報の選択的開示とともに真正性の保証による改ざん防止が可能であり、現にデジタル庁の有識者会議でも属性証明の課題整理が議論されているところである。VCやVCを受け入れるDIW(Digital Identity Wallet)の要件、派生VC等のリスク対策、電子交付された証明書の本人確認や属性証明のうえでの取扱い、他のトラストサービスとの相互承認、相互接続等について社会全体へ説明しつつ整理、検討を進め、必要な法令の改正を行っていただきたい。</p> <p>前述のとおり証明書に求められるのは市民の基本情報の公証であり、そのためには検証とそれに係る仕組み(VDR)が重要であることから、EU諸国において公的機関が運用を担っているように、我が国でも省庁や独立行政法人等の公的な機関がその役割を果たしていただきたい。</p>	令和7年の類似の提案に係る対応方針に基づき検討中の内容であり、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
165	京都市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市	○	○(3)	×	士業者による戸籍や住民票の証明書の職務上請求に係るオンラインシステムの構築	戸籍謄本や住民票の写し等の証明書の職務上請求について、弁護士等の士業者が市町村に対してオンラインによる方法で行うことができるシステムを、適切な不正防止の仕組みを備えたうえで、8士業に共通かつ自治体が容易に利用できるものとして構築すること。	<p>【現行制度について】</p> <p>士業者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)は、職務のために戸籍や住民票に係る証明書を請求できることが法令に規定(いわゆる職務上請求)。</p> <p>請求時は、士業者であることを証する書類で写真をはり付けたものを提示(郵送請求の場合は写しを提出)し、士業者の所属する会が発行した交付請求書(いわゆる統一請求用紙)を手書きで記入し、当該士業者の職印を押したものを提出する。</p> <p>請求をオンラインで行う場合は、統一請求用紙に記載すべき事項に係る情報、請求の際に提出すべきこととされている書面等に代わるべき情報に所定の電子署名を付し、所定の電子証明書を添えて送信するか、又は、改正戸籍法施行規則の施行後においては戸籍に係る証明書であれば「法務大臣が定めるこれらに準ずる措置」を講じる必要がある。戸籍に係る証明書については、令和8年3月26日付「戸籍法施行規則における法務大臣の定めについて(通達)」(法務省民一第594号)において電子証明書や措置の具体が示されている。</p> <p>士業者が所属する会が発行する統一請求用紙は、法務省民事局長依頼(昭和61年1月21日民二第483号)に示される案を参照して作成される。また、同依頼における「会員以外の者が当該用紙を入手又は利用することを防止する措置」として、通番を付した複写式のものとし、会員への販売時に通番を控えるほか、士業者が所属する会において、請求に用いられた統一請求用紙の請求控えの点検を行っている。</p> <p>自治体では、統一請求用紙の記載内容等をもとに、請求理由は適当であるか、請求者の業務の範ちゆうであるか等の点検を行い、適正な請求であることを確認したうえで証明書を交付。</p> <p>【支障事例】</p> <p>法令上、オンライン請求は可能であるところ、統一的なシステムとして整備が検討されていない。住民基本台帳に係る証明については、前述の統一請求用紙に記載すべき事項に係る情報や、請求の際に提出すべきこととされている書面等に代わるべき情報の具体が明らかでなく、事実上、行うことができない。なお、士業者が所属する会においても現状請求手段として規定していない。</p> <p>ある民間企業の調査では、全国で年間350万件の職務上請求が行われ、このうち8割が郵送によるものと推定されている。全ての統一請求用紙は手書きで記入され、自治体、士業団体で審査、点検が行われているほか、郵便料金だけで6億円を超える費用が発生している計算になる。</p> <p>また、統一請求用紙の記載不備も多く、請求者に対する確認負担も生じている。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>オンライン請求が現実に行われていない最大の理由は、支障事例に記載のとおり統一請求用紙等に代わるべき措置がないことが理由であり、戸籍に係る証明については前述の通達により一定示されたことで検討が進むと思われる。住民基本台帳に係る証明書についても同様に整理していただく必要がある。</p> <p>現在、国においては国家資格等情報連携・活用システムを活用した国家資格オンライン・デジタル化が進んでおり、8士業のうち弁護士を除く7士業は対応済又は対応予定であることが示されている(国家資格等オンライン・デジタル化の開始について)。同システムでは「マイナポータルAPIの活用により外部システムへ資格情報の連携が可能」とされているほか、資格情報の真正性や有効性を検証できるとされている。そして、第9回「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」(令和7年10月2日)においては、e-Govについては、地方自治体向けの手続にも対象が拡大されることやマイナンバーカードを使ってログインできることが予定として示されている。そのため、例えばマイナンバーカード、国家資格等情報連携・活用システム、e-Govを組み合わせることで、国においてトータルコストを抑制しつつ実現を検討できるものと思われる。</p> <p>このほか、統一請求用紙を用いる仕組みには士業団体を請求スキームに関与させることで不正請求を防ぎ、もって市民のプライバシーを守るということという目的があることや、自治体としては請求時の所要の点検や交付手数料の決済に係る負担が課題であることを踏まえると、士業団体や自治体の意見についても十分反映することが肝要である。</p> <p>以上を踏まえ、引き続き戸籍に係る証明書について検討を深めていただくとともに、住民基本台帳に係る証明書についても戸籍に係る証明書と同じシステムとしての実現に向けた検討を進め、その結果を見える形で示していただきたい。</p>	令和7年に類似の提案があり、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会による共通化候補(令和7年度選定分)に選定され、共通化推進方針の策定が進められており、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
167	郡山市、栃木県	○	×	○	産業廃棄物の最終処分場の適正配置に向けた見直し	<p>過度な集中を避けるための「総量規制」等について 産業廃棄物の最終処分場の過度な集中を避け、適正配置を実現するため、一地域に設置できる施設の「埋立ての総容量」や「施設間の距離」など、具体的に明確な基準値を設けること。</p> <p>住民説明会等の義務化について 事業者による「住民説明会の開催」や住民からの「質疑に対する応答」などを義務化し、許可要件の一つとするなど、地域住民が事業者から丁寧な説明を受け、事業について正しい知識を得て、住民の意見がより適切に反映される制度を構築すること。</p>	<p>【現行制度について】 産業廃棄物最終処分場の許可事務に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2に定める許可要件に適合する場合には必ず許可をしなければならないものと解されており、許可権者に対して許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないとされている(令2.3.30環境規発2003301号環境省通知、札幌高判平9.10.7等)。</p> <p>【支障事例】 現在、本市に対し、法の規定に基づき、産業廃棄物の最終処分場の許可申請を予定している事業者がある。申請予定地の約7キロメートル圏内には、既に最終処分場が2施設あり、さらに1施設の新設計画となる。 法に定める許可要件には、例えば、 ① 一地域に設置できる最終処分場の「総容量」 ② 事業者による住民説明会の開催 等の定めがないことから、全国的にも産業廃棄物最終処分場が設置される地元住民と事業者との間で、争いが生じるケースがある。 このことは本市においても例外ではなく、一定の地域に集中して最終処分場が建設される現行法制度への疑問などを含め、事業に対する地元住民の反対運動が大きく、市議会でもたびたび問題視され、請願書も提出されている。</p> <p>【制度改正の必要性】 産業廃棄物の最終処分場は、国民の経済活動に必要な不可欠な施設であるが、一定の地域に過度に集中することは、その地域住民にとっては、大気・騒音・振動などの生活環境上の支障はもとより、廃棄物に対する忌避感情を含めた事実上の不利益を被り続けることとなり、住民と事業者との間に軋轢を生み、地域のコミュニティーが破壊され、かえって産業廃棄物行政が立ち行かなくなるおそれがある。しかし、現行法上、最終処分場の設置許可に当たっては、施設の過度な集中を避け、適正配置を実現するための「具体的に明確な基準値」、例えば一地域に設置できる最終処分場の「施設間の距離」や「埋立ての総容量」などは示されていない。 また、最終処分場の設置許可に当たっては、現行法上、事前の関係書類の縦覧手続があるとはいえ、事業者による「住民説明会の開催」や住民からの「質疑に対する応答」などが義務化されておらず、住民が事業に対して適切な情報を摂取し、意見を述べることができる仕組みが保障されているとは言い難い。その結果、地元住民にとって水質(河川や井戸水)や粉塵など生活環境への影響を含めた事業に対する不信任や不安感が払しょくできず、最終処分場への反対運動が大きくなり、同様に産業廃棄物行政が立ち行かなくなるおそれがある。 産業廃棄物の許可事務を羈束裁量である法定受託事務として地方自治体の事務とするならば、よりいっそう最終処分場が建設される地元住民の立場を尊重した政策が望まれる。</p> <p>【支障の解決策】 地域の実情に応じて、 ① 過度な集中を避けるための「総量規制」等 ② 住民説明会等の義務化 について一定の法定化、法制度化を図ることにより、支障が解決すると考える。</p>	<p>総量規制に係る提案については、令和6年に類似の提案があり、その措置として通知を发出しているところ、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。 住民説明会に係る提案については、現行制度の枠内で対応の余地がある中、制度改正の必要性や具体的な支障が明確に示されていないため。</p>
178	豊田市	○	×	×	工事請負契約に係る議会の議決要件として政令で定める基準額の見直し	<p>地方自治法施行令第121条の2の2第1項が規定する議会の議決を要する工事請負契約の基準額の引き上げ及び「中核市」の追加を求める。</p>	<p>【現行制度について】 地方自治法では、政令で定める基準に従い条例で定める契約の締結においては議会の議決が必要とされている。政令で定める基準として、契約の種類は「工事又は製造の請負」、その金額は「同表で定める金額を下らないこと」と規定されており、同基準に従い条例で定める金額以上の工事請負契約は議会の承認を条件とした仮契約を締結し、議会の議決後に本契約を締結している。</p> <p>【支障事例】 議会の議決を要する条例で定める契約は、以前は地方自治体の判断に委ねられていたものを、議会と執行機関の間における財務に関する権利を合理的に分配する趣旨で政令に基準が定められたものである。現行制度でも、政令で定める基準額よりも高い金額で条例で定めることは可能であるが、基準が制定された趣旨を踏まえると、法改正当時は各自治体が基準額より高い金額で条例で定めることは困難であったと考えられる。 近年の件費や資材単価の高騰に伴って工事費は年々増加しており、結果として議会の議決を要する工事は増加傾向にあり、地方自治体及び地方議会の双方にとって負担の増加に繋がっている。条例改正により金額を引き上げるためには、議会に対して改正後の金額の算出根拠を明確に示す必要があるが、政令で定められた基準額の現在の適正額は自治体では算出することができない。また、議会には権限を縮小する改正に受け止められかねず、当事者間で権限分配の最適化を図ることは困難であり、現在も多くの自治体が政令で定める基準額と同額を下限額とした条例を改正できていない。 中核市は政令に定める基準において「市(指定都市を除く)」に該当するが、指定都市が処理することができる事務の一部が移譲されている中核市の基準額は、その他の市とは別に区分することが適切であると考ええる。</p> <p>【制度改正の必要性】 近年の件費や資材価格等の高騰という外的要因によって実質的に議会に移転した範囲の権限について、政令により再び長の権限に戻すことで速やかに双方の権限分配の最適化を図る必要がある。</p> <p>【支障の解決策】 昨今の資材単価等の高騰や事務の効率化の観点から、地方自治法施行令第121条の2の2別表第3が規定する政令で定める基準額を適正な金額に引き上げる。また、別表第3に定める市町村の区分に新たに「中核市」を追加する。</p>	<p>本制度については、条例で議決すべき下限額を定めることとされているところ、基準額より高い金額で条例を定めることで本提案における支障の解消が見込まれるなど、制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため。</p>

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
197	福井県	○	×	×	「女性のチャレンジ賞」における各都道府県からの推薦に対する表彰枠の拡大	内閣府が実施する「女性のチャレンジ賞」において、各都道府県からの推薦に対する表彰枠(受賞者数)の大幅な拡充を求める	【現行制度について】 「女性のチャレンジ賞」は、各都道府県等からの推薦に基づき選考されるが、全国での受賞者数が極めて限定的である。 【支障事例】 県として推薦を行う際、市町、関係団体、および庁内各部署への照会、さらには過去の県男女共同参画関係表彰受賞者の経歴確認や実績の精査など、膨大な事務手続きが発生している。しかし、現状の表彰枠が限定的であるため、これほど多大な労力を投じて推薦を行っても、長年受賞に至らない状況が続いており、地方公共団体における事務負担と成果が著しく乖離している。このままでは、推薦に向けた関係機関の協力体制を維持することが困難になりつつある。女性のチャレンジ賞の目的が、「チャレンジの身近なモデルを示すことによって男女共同参画社会の実現のための機運を高めること」ならば、各都道府県からの推薦者を広く表彰することでその目的を達成することになるのではないかと考える。	国の直接施行する事務の改善要望であり、提案募集の対象外として整理されたため。
216	兵庫県、香美町	×	×	○	地域の実情を踏まえた特定地域づくり事業協同組合の制度運用	人材確保が困難なために特定地域づくり事業協同組合の設立に至っていない地域の事業者等も、特定地域づくり事業協同組合制度のメリットが享受できるよう、特定地域づくり事業協同組合の区域外派遣の禁止について緩和すること	【現状】 令和5年の地方分権改革に関する提案募集において、①員外利用割合の制限緩和、②区域外派遣禁止の緩和について提案され、①については措置が講じられたが、②については、組合が位置する市町村以外へ労働者を派遣することができない状態が続いている。 【具体的な支障事例】 当県は3市町で組合が設立済みであるが、それぞれの地域において、業務繁忙期は派遣職員をフルに派遣しても組合員である事業者の人手不足が解消できない一方、業務閑散期は組合の派遣職員の仕事量が不足する状況にある。業務閑散期の仕事量を確保するために、組合員の確保や員外利用の促進により派遣先の確保に努めているが、産業構造に偏りがあり、事業者数が限られる人口急減地域では対応に限界がある。一方、人口急減地域ではあるものの組合未設立の市町については、複雑かつ広域的な知識を要求される組合の事務局人材が確保できないことが未設立の大きな要因に挙げられる。実際に、当県の組合未設立の複数市町においては、事務局となり得る人材が見つからず、組合設立の検討が進まない状況にある。 このような市町においても、組合設立済みの市町の組合員や員外事業者と同じく、繁忙期には人手が足りず、働き手の確保に困っている事業者も一定数存在しているが、現行制度では区域外派遣が禁止されているため、組合未設立の市町の事業者においては、組合制度のメリットが享受できない状況にある。なお、制度上、複数の市町村を組合の地区とすることも可能とはなっているが、市町における施策の位置づけの違いや、財政負担割合の設定等が支障となり、130を超える全国の認定組合のうち該当する組合は3団体に留まっていることから、現行制度で当該支障の解決を図る困難度合いは明らかであり、組合未設立地域の事業者でも組合制度のメリットにより事業維持・事業拡大が図れる手段を講ずる必要がある。 また、そのような区域外派遣から新たな地域づくり人材を確保できる可能性も踏まえると、制度設計時の想定課題に囚われ過ぎることなく、地域の実情を踏まえた制度運用も可能とすべきと考える。	令和5年に類似の提案があり、関係府省庁と協議したものの閣議決定に至らず、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
218	兵庫県、相生市、川西市、加東市、市川町、香美町	×	×	×	生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)の貸付利用者にかかる生活保護の取扱いの統一	生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)の貸付利用者にかかる生活保護の取扱いを、「保護の停止」に統一するとともに、担保となる不動産の再評価に係る費用を、借入申込み時に実施する担保不動産の評価に係る費用と同様に、保護の実施機関が負担すること	【現状】 生活福祉資金の「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」(以下、「貸付金」という。)については、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有または住み続けることを希望する「要保護の高齢者世帯」であって、「本制度を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関が認めた世帯であること」など一定要件に該当する世帯に対し、都道府県社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が貸付業務を行っている。不動産を担保とするため、貸付金借入申込時に担保不動産の評価及び根抵当権の設定・登記が、貸付契約から一定期間ごとに担保不動産の再評価を行うことが必要となっており、借入申込時の必要手続きに要する費用は、貸付金制度利用者が「要保護の高齢者世帯」であることから、保護の実施機関が負担する一方、再評価に要する費用等は社協が負担することと規定されている。 なお、制度利用者が要保護世帯ではない「不動産担保型生活資金」においては、いずれの手続きに要する費用も「借受人負担」となっている。他方、貸付金制度利用者にかかる生活保護については、保護の実施機関の判断で「保護の廃止」ではなく「保護の停止」として差し支えないとされている。 【具体的な支障事例】 不動産を担保とする生活資金制度の利用等手続きに要する費用は「借受人負担」が原則とされている一方、貸付金については、借受人の状況を鑑みて「借受人負担」の代わりに保護の実施機関が負担している。その考え方においては、借入申込時に要する費用に限定する必然性はなく、貸付金の利用手続き全般において保護の実施機関が費用負担すべきであり、貸付事務を行う社協に費用負担させることは整合性に欠ける。 現行の取扱いの要因として、貸付金の利用世帯については、保護の実施機関は「保護の停止または廃止」を行う必要があるため、制度利用の前段階である借入申込時のように生活扶助(一時扶助)として費用を支出することができないことにあると推察される。 しかし、①貸付金の利用開始時は「保護の停止」を行うことに統一、②担保不動産の再評価が必要な場合は職権で「停止の解除」を行うとともに、生活扶助として費用支出、③改めて職権で「保護の停止」を行うことで、保護の実施機関が費用負担することは可能と考える。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
221	兵庫県、加東市、香美町	○	×	×	介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に関する義務付けを廃止すること	市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に関する義務付けを廃止すること	【現状】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」)は、旧障害者自立支援法(平成18年施行)時代より、「障害者(児)の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう、障害者又は障害児の保護者が市町村の行った介護給付費等に係る処分に不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について迅速に審査を行う」として、審査請求先を都道府県と義務付ける規定を設けている(出典:平成17年12月26日厚生労働省障害保健福祉主管課長会議資料5)。現行の障害者総合支援法では第97条がこの規定にあたる。 一方で、行政不服審査法は、約50年ぶりの改正により、平成28年4月から新しい行政不服審査制度に変わっている。旧制度では、「処分」を行った行政庁(処分庁)に対する「異議申立て」と、処分庁の上級行政庁(原則)に対する「審査請求」の二本立てとなっていたが、新制度では、不服申立ての手続を「審査請求」に一本化し、審査請求先は、処分庁の上級行政庁がない場合は処分庁、上級行政庁がある場合は最上級行政庁を原則とするとしている。また、処分に關与しない職員が審理手続きを進める「審理員」制度や、行政不服審査会等の「第三者機関」が審査庁の裁決の判断を審査するといった審査の公平性・透明性を高めるための仕組みが導入されている。 【具体的な支障事例】 「介護給付費等に係る処分」(障害福祉サービスの支給に関する事務)は市町村の自治事務であり、都道府県は市町村の上級行政庁にあたらないが、障害者総合支援法第97条の規定により、行政不服審査法の改正前後とも、都道府県が審査請求先となっている。 障害者総合支援法の当該規定は、平成18年の旧自立支援法時代に、障害者(児)の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう、支給決定を行った市町村ではなく都道府県が客観的な立場から審査を行う目的で設けられた。 しかし、行政不服審査法の改正により、同法による審査請求手続の中で、審理員制度や行政不服審査会等第三者機関によるチェック機能が確保されるようになり、あえて都道府県が審査庁とならずとも、処分庁において客観的な審査を行うことが可能となっている。 また、処分庁である市町村が担うことで、都道府県が実施することと比較して、より迅速な対応が可能となるなど、行政不服審査制度の趣旨である迅速な権利利益の救済や行政の適正な運営の確保に資するものと考えられる。 新しい行政不服審査制度が始まって10年が経過し、その運用も定着している。障害者総合支援法第97条による都道府県への義務付けは、既に本来の意味を失っていると考えられ、地方分権の観点からも、廃止されるべきである。	現行の不服審査に関する一般規則を定める行政不服審査法の適用に係る指摘に留まっており、制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため。
222	兵庫県、千葉県、神奈川県、明石市、相生市、養父市、朝来市、たつの市、市川町、香美町	○	×	×	熱中症特別警戒情報にかかる初動対応の強化等に向けた伝達方法の見直し	「熱中症特別警戒情報」の伝達方法について、クーリングシェルターの開放準備等の初動対応の迅速化及び住民への迅速かつ正確な情報提供を確保するとともに、自治体職員の負担軽減を図るため、国から都道府県、都道府県から市町村への二段階の情報伝達を、国から都道府県及び市町村へ同時に通知可能な伝達方法の構築を求める。	【現状】 熱中症特別警戒情報は、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に、速やかに命を守る行動をとることを促すために発令されるものである。そのため、市町村が指定するクーリングシェルターの開放準備等の初動対応の迅速化、住民への迅速かつ正確な情報提供・注意喚起を行うことがより重要となる。 現行の運用では、熱中症特別警戒情報が発表される際には、その期間の前日に、①事務連絡がメールで国から都道府県に送信され、②それを受けた都道府県知事が市町村長に通知し、③市町村から住民等に伝達する流れとなっている。 この点について、令和6年の地方分権改革に関する提案募集において「国が一括して都道府県及び市町村へ情報伝達すること」が提案されたが、国(環境省)は、熱中症特別警戒情報がまだ一度も発表されていないとして、今後の発表・運用状況等を踏まえながら検討していく旨の回答に留まり、初動対応の迅速化に向けた課題を抱えたまま、運用改善が行われていない状況にある。 【具体的な支障事例】 全国的に発令事例はまだないものの、国から直接市町村が通知を受け取る場合と都道府県を経由する場合ではタイムラグが発生するのは自明であり、その比較において、住民への注意喚起は確実に遅れることとなる。また、クーリングシェルターの開放準備の遅れや高齢者・子どもなど要支援者への見守り対応の遅れは、深刻な健康被害を伴う救急搬送の増加につながる恐れが当然にあり、熱中症特別警戒情報の発表目的を鑑みると、可能な限り迅速化を図るべきと考える。 また、都道府県側の通信障害などのトラブルがあった場合、市町村への連絡が届かないことも想定されることから、リスク回避の観点からも、都道府県及び市町村への情報伝達は国から一斉に行い、中継回数をなくすることが重要となる。	令和6年に類似の提案があり、熱中症特別警戒情報を都道府県知事から関係市町村長へ通知すること等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを改めて通知しているところ、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
233	徳島県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、高知県、関西広域連合	×	×	×	建築物の改修に係る建築基準法上の扱いの合理化を通じた地方自治体における事務負担軽減	一戸建て住宅等の階段の付け替え等の建築物の局部的な改修に係る建築確認・検査の審査の代替措置や簡素化を講じる等、建築物の改修に係る建築基準法上の扱いの合理化を通じた地方自治体における事務負担軽減を求める。	【現行制度及び支障事例】 建築基準法は、建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事を行うにあたり、建築士の国家資格をもつ設計者が設計し、建築確認・検査の手続において建築基準適合判定資格者の国家資格をもつ建築主事等が審査・検査を行うことを求めているが、一戸建て住宅等の階段の付け替え等の建築物の局部的な改修であっても、主要構造部(一種以上の過半の修繕又は模様替となり、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当することが多く、手続が必要となる)のかどうか、確認申請図書をどのように作成したらよいか等の相談が特定行政庁に非常に多く寄せられており、建築行政職員が減少する中、職員の大きな負担となっている。 【制度改正の必要性】 一戸建て住宅等の階段の付け替え等の局部的な改修であれば、建築物の建築基準法令の規定への適合性に係る影響は軽微であり、建築士が関与していれば、建築確認・検査の手続により第三者が法適合性を審査・検査する必要性は小さいと考えられる。 【支障の解決策】 例えば、局所的な改修にあつては、建築確認・検査の手続きに替えて、建築士の国家資格をもつ設計者による報告書等の提出をもって審査に替えることとする、建築確認・検査の対象を限定したうえで、条例において対象とすべき建築行為を追加することができることとする等、地方自治体における事務を合理化するよう求める。	提案団体で実施した建築確認・検査のうち、現状、大規模の修繕・模様替に係る申請実績が少なく、建築確認・検査は建築主事に加えて、指定確認検査機関でも実施できるなど、制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため。
246	中核市市長会	○	×	×	執務時間外の死亡届に係る事務手続きの見直し	死亡届の受理決定及び火葬許可証の交付決定等死亡届に係る業務を民間事業者へ委託することが可能な業務とすること	【制度的背景】 死亡届に係る事務手続きは火葬を伴う関係上、死亡届の受領・受理、火葬許可申請書の受付、火葬許可証の作成・交付決定・交付を一連の事務として行う必要がある。令和2年4月施行の地方公務員法改正により、これらの業務を担う者を特別職の公務員として委嘱することができなくなり、正規職員または会計年度任用職員の配置が必要となった。 【中核市で生じている具体的な支障】 ①宿日直業務の民間委託に伴い、執務時間外の火葬許可証交付業務を遂行できなくなった団体がある。特に年末年始等の長期休暇時には、正規職員を休日出勤させる必要が生じるなど担当課の負担が増大している。 ②時間外に死亡届を受領しているものの、火葬許可証の交付は翌開庁日以降に行わざるを得ない団体があり、遺族等への再来庁を強いている。 ③会計年度任用職員により対応しているが、死亡者数の増加に伴い取扱件数が年々増加し、職員負担が増大するとともに会計年度任用職員の成り手不足が深刻化している団体がある。 【令和3年度提案(R3-008)以降の情勢変化】 ①多死社会の到来:我が国の年間死亡者数は令和6年に160万人を超え過去最多を更新し、今後も増加が見込まれ、夜間・休日対応件数も増加することが予測される。 ②公務人材不足の深刻化:会計年度任用職員の募集困難が顕在化し、時間外業務の担い手確保が構造的課題となっている。 ③行財政改革の加速:宿日直・守衛業務の民間委託化を進める中核市が増加し、現行制度との矛盾が拡大している。	平成28年に類似の提案があったほか、その後、今回の提案事項である死亡届及び火葬許可証についても、関係府省庁から、事務連絡等により委託不可であるとの見解が示されており、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。

管理番号	団体名	重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	調整の対象としない理由
273	伊丹市	○	×	×	空家等対策協議会の構成員から市町村長を除くこと	空家等対策協議会委員の構成員から市町村長を除くことを求める。 (空家等対策の推進に関する特別措置法第8条第2項)	【現行制度について】 空家等対策の推進に関する特別措置法第8条第2項における協議会の構成員に、「市町村長(特別区の区長を含む)」が規定されている。 【支障事例】 市長は、市政全体を司り、多岐にわたる市の事業等の方向性を示している。よって、個別の事業である空家等対策計画の作成や実施に関する具体的な協議については、専門家や市の担当部局で協議しているのが現状である。 市長を必須とするのではなく、各自治体で市長を構成員とするか否かを選択できるようにすべきだ。 【制度改正の必要性】 市長村の実情に応じて市町村自らが構成員を決定する事で、各市町村の実情に応じた協議が可能となる。 【支障の解決策】 協議会の構成員について「市町村長(特別区の区長を含む)のほか、」を「市町村長(特別区の区長を含む)」と見直しをすることで支障が解決すると考える。 地方分権制度では、地域の実情に応じて対策を講じることを阻害してはならず、市長を構成員にするかについては、自治体の判断に委ねるべきである。告示により市長が案件により出欠席が選択できることとなっているが、市町村が独自に構成員を選択することへの解決策とはなっていない。 法はあくまでも、構成員として義務付ける場合のみ規定されるものであって、市町村の条例で定めることが法と条例の役割分担であると考えている。	現行制度でも対応可能であることが明らかな事項であり、提案募集の対象外として整理されたため。
306	田原本町	○	○(3)	×	普通交付税算定事務における「基礎数値」の報告に係る運用の見直し	普通交付税の算定事務において、国から市町村へ配布される算出資料となるExcel様式に、報告等により国がすでに把握・確定している「基礎数値」を、あらかじめ入力(自動反映)した状態で市町村へ配布するよう、運用の見直しを求める。	6月から7月にかけては、決算統計(地方財政状況調査)の作成、健全化判断比率等の算出・報告、さらに議会の決算委員会に向けた準備等が重なる、財政部門における1年で最も過酷な繁忙期である。 その時期に、普通交付税の算定事務の通知があり、短期間で作成しなければならない。算出資料自体は提出不要であるにもかかわらず、すでに国にデータが存在し確定している数値を手入力(転記)するだけの作業のために、時間外労働(残業)を余儀なくされている。 当町では、令和7年度算出資料の中で5,039ある記入箇所のうち、1,209箇所を転記している。	国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外として整理されたため。
362	京都府、滋賀県、京都市、大阪市、全国知事会、関西広域連合	○	×	×	「公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査について(依頼)」の廃止等	例年照会のある「公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査について(依頼)」について、廃止。または、他省庁照会との一元化することにより、業務負担の軽減を図るよう見直しを求める。	本調査については、令和3年度に一定の簡素化が図られているものの、毎年四半期毎の照会を受けているが、庁内全体に関わる調査内容であることから、事務負担が大きい。本調査の内容については、全く同じではないものの、国土交通省からも類似の照会があることや、財政状況の公表においても、予算の執行状況については公表をしているなど、重複が考えられる。また、本照会内容については、HPで公表されているものの、どのような形で活用されているのかが分からない。 令和5年度の地方分権提案において、「経済財政運営と改革の基本方針2014」を踏まえ、地方財政の透明性と財政マネジメントの強化を目的として実施しているとのことだが、本調査による具体的な効果が不明確である。また、その当時、各省庁にも情報提供を行うとのことであったが、例えば、国土交通省からの類似の照会においても、その簡素化が図られているわけではない。地方自治体において、人口減少、人材不足により業務効率化が求められている中、地方自治体の業務負担の軽減を図るため、本照会の廃止、又は他省庁照会との一元化を求めるもの。	令和5年に類似の提案があったが、関係府省庁より、「本調査は、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において「公共事業の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表する」と明記されていることを踏まえ実施しているもの。今後もこれらの内容を満たすことができるよう継続して調査を行うことが必要である」との見解が示されており、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
379	米子市	×	×	○	就学前の児童の健康診断に係る回数の基準緩和	『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準』及び『家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準』に明記されている一年に2回の健康診断を、自治体の判断で実施の回数を選択できるよう基準の緩和を求める。(具体的には1回とする。)	【集団検診の実施に係る負担】 ・集団検診は、施設側と日程調整が必要になり、休診日に日程を調整するため、日程調整が難しく、医師の負担となっていること。 ・大きい施設では複数回に分けて実施する必要があること。 【入園児に対する年2回の健康診断に対する必要性への疑義】 ・昨今は6か月健診、1歳半健診、3歳児健診と様々な健診健康の機会があるほか、医療費も無償となり医療機関を受診する、機会は増えており、医師が健診に対する必要性を感じていないこと。(幼稚園は学校保健安全法に則るので年1回でいい。) ・令和7年9月に施行された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、市町村の乳幼児健診と園の健診が重複する場合は、園での健診を省略することが可能となったが、これは、園児によって健診時期が異なることから、園での定期健診自体がなくなるわけではなく、園、医師双方の負担軽減につながっていない。	令和6年の類似の提案において議論が行われ、「乳幼児健康診断の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる」と、実施頻度の緩和につながる改正が令和7年9月に施行されており、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。